

平成 22 年 6 月

平成 22 年度「違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業」の
進め方について

1 趣旨

違法伐採問題に効果的に対応するため、合法性等の証明された木材・木材製品（以下「合法木材」という）について、その信頼性の向上と供給体制の整備、普及啓発等に資することとし、以下のとおり、合法木材信頼性向上支援事業、合法木材の普及体制整備事業を、社団法人全国木材組合連合会（以下「全木連」という）、財団法人林業経済研究所（以下「林業経済研究所」という）、国際環境 NGO FoE Japan 以下「FoE ジャパン」という）を実施主体として実施します。

2 合法木材信頼性向上支援事業

(1) 認定団体等の登録事業（全木連）

合法木材ナビ上に掲載されている合法木材供給体制に関する情報を、登録情報としての質を高め、拡大するため、以下の事業を行います。

ア) 認定団体等情報の信頼性向上基盤の確立

専門部会を開催し、合法木材供給事業者認定団体（以下「認定団体」という）などの情報を合法木材ナビ上に掲載する場合の、手続き・内容など（業界の自主的基準）を明らかにし、広く掲載を呼びかけ、正確な最新情報が掲載されるようにつとめます。

イ) 認定団体等の信頼性向上

認定団体の責任者に対する中央研修を実施するとともに、認定団体が供給事業者に対して実施する研修を支援します。また、一般消費者・需要者に合法木材供給体制の内容を知らせるための普及活動を実施します。

ウ) モニタリング情報などの発信

合法木材供給システムモニタリング、輸入材調査など合法木材信頼性向上支援事業の内容を合法木材ナビ上で公表します。

(2) 合法木材供給システムのモニタリング（林業経済研究所）

認定団体の協力の下、合法木材供給事業者（以下「供給事業者」という）、認定団体の活動状況を、系統的に把握・分析し、活動の段階的改善に寄与するとともに、その結果を適宜公表し、合法木材供給システム全体の信頼性及び透明性の確保に資するため、以下の活動を行います。

ア) 合法木材供給システムモニタリング手法の作成

専門部会を設定し、全体の実施方法の手順書を検討作成します。

イ) モニタリングの実施

各認定団体傘下の供給事業者を一定の基準で抽出し、各認定団体に依頼

して実態把握ための合法木材供給事業者モニタリングを行うとともに、団体全体の状況把握を行う合法木材供給事業者認定団体モニタリング、認定団体を一定基準で抽出して実施する合法木材供給事業者認定団体ヒアリング、官公庁のグリーン調達及び任意の合法木材調達を起点として川上に至る合法木材追跡調査を実施します。

(3) 輸入材の調査(FoE ジャパン)

日本が木材および木材製品を多く輸入しており、日本企業にとって合法性の信頼向上のニーズの高いと思われる4カ国程度を選択し、輸入業界団体などの協力を得て、以下の調査を実施し、輸入合法木材の信頼性向上を図ります。

ア) 輸入合法木材追跡調査

合法性が証明された輸入材について生産国の税関通過ポイントを起点として、その後のサプライチェーンを書類ベースで順次、合法性の確認できる地点まで追跡していきます。関係機関、業界団体、林産業者の協力を得て実施します。

イ) 輸入合法木材可能性調査

木材輸入の可能性が多い地域で合法木材の供給が少ない地域を対象に、合法木材可能性の調査を行う。

3 合法木材の普及体制整備事業

(1) 合法木材供給体制整備事業(全木連)

合法木材の供給体制について自主的取組の段階的改善とその推進拡大を図るため、以下の事業に取り組みます。

ア) 合法木材供給推進事業

合法木材の供給を拡大するため、国産材については、地方行政、森林所有者、木材業者などの関係者が集り、合法木材供給推進協議会を開催するとともに、輸入材については、輸出国(中国)において輸出業者向けのセミナーを開催すると共に、東京で2010Gohowoodシンポジウムを開催し、DIY展、エコプロダクツ展などへの出展、合法木材を常時供給している事業体をPRするため合法木材ナビ上の事例紹介ページを普及します。

イ) 合法木材供給ネットワーク拡大事業

木材業界、建材業界、建築業界など関連業界に合法木材を熟知した人材を確保するため、未だ認定を受けていない木材業者への普及をはかるため、説明会セミナーなどを開催するとともに、納材業者、工務店、プレカット業者などに対して業界団体を通じたPRにつとめるとともに、資材調達担当者を対象とした研修会を開催し、合法木材の供給体制についての一定の知識をもった人材の育成を行います。

(2) 合法木材普及支援事業(全木連)

合法木材の情報提供を行う窓口を、各認定団体とともに実施団体が担えるよ

うに、以下の事業を行います。

ア) 合法木材ナビの情報の質の向上

合法木材ナビが情報提供の窓口として常に機能するよう、モニターを委嘱し、最新情報を掲載することとします。

イ) 認定団体の窓口機能の強化

認定団体が窓口としての役割をはたせるよう、マニュアル(Q&A)を最新のものに維持し、中央研修などの機会に普及をはかります。

ウ) 窓口体制の整備

ガイドライン運営上の質問に迅速に回答するため、合法木材ナビ運営委員を委嘱し(仮称)し、分野別の検討体制をとります。

(3) 合法木材普及啓発事業

木材の需要者、消費者に対して、合法木材の利用を推進するため、以下の事業を実施します。

A 合法木材普及拠点キャンペーンの実施(FoE ジャパン)

ア) 環境・住宅・家具関連の展示会への出展

環境関連の展示会(エコプロダクツ 2010 等)に出展し、合法性・持続可能性が証明された木材・木製品を展示、体感を通じて来場者の認知を広げます。

イ) セミナー・出前講座の実施

首都圏において、合法木材の普及を目的としたセミナーを1~2回程度開催します。また、地方行政機関、教育関係者、地域の消費者・市民団体など、地域で合法木材に関する情報発信を担える組織、団体、個人を増やすべく、1~2回程度の出前講座を実施します。

B 合法木材普及促進事業(全木連)

ア) 合法木材普及地方拠点キャンペーンの実施

都道府県における建築フェアなどと連携し、自治体やDIYショップなど具体的な実需に結びつく可能性のある団体等に対し、組織的な働きかけを行うとともに、地域に根ざしたメディアを通じたPRを行います。(都道府県木連と連携して実施)

イ) ポスター・パンフレットの配布普及など

需要者・消費者向けの働きかけのツールとして開発したポスター・パンフレットを配付するとともに、この内容を中心に、全国紙、建築関係雑誌など需要者・消費者をターゲットにしてメディアを通じた組織的なPRを行います。また、国の出先、地方自治体に対してはダイレクトメールを送ります。さらに、合法木材製材品に合法木材推進マークを添付してPRに使うことについての検討を進めます。